

大郷議第73号
平成26年12月10日

陳情者

宮城県肝臓病交友会

代表 大江正義 殿

B型肝炎被害者対策東北弁護団

団長 鹿又喜治 殿

薬害肝炎訴訟東北弁護団

団長 増田 祥 殿

大郷町議会議長 石川 秀雄



陳情の審議結果について（通知）

平成26年9月3日付けで提出された陳情は、平成26年第4回（12月）大郷町議会定例会において、別紙のとおり意見書を提出することとなりましたので通知します。

記

- ・陳情名 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情

(別紙)

参考

ウイルス性肝炎患者に対する 医療費助成の拡充を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎のキャリアを含む患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているが、その法的責任が国にあることは肝炎対策基本法などでも明確になっている。

B型・C型肝炎ウイルスによる慢性肝疾患の患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎疾患に対する核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている慢性肝疾患の患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変等による肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していない。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされたが、その後、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、そのうち大半を占めると推定されるB型・C型肝炎ウイルスの患者に対する肝炎医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国においては、次の事項の実現について強く要望する。

- 1 現在医療費助成の対象となっていないB型・C型肝炎ウイルスによる肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による障害認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月10日

宮城県黒川郡大郷町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 へ